

企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」(本文)(企業会計基準第 12 号との比較)

企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」からの変更部分に下線を付している。

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>企業会計基準第 33 号</p> <p><u>中間財務諸表に関する会計基準</u></p> <p style="text-align: right;">2024年3月22日 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第 12 号</p> <p><u>四半期財務諸表に関する会計基準</u></p> <p style="text-align: right;">2007年(平成19年)3月14日 改正2008年(平成20年)12月26日 改正2009年(平成21年)3月27日 改正2009年(平成21年)6月26日 改正2010年(平成22年)6月30日 改正2011年(平成23年)3月25日 改正2012年(平成24年)6月29日 改正2014年(平成26年)5月16日 最終改正2020年3月31日 企業会計基準委員会</p>
<p>目 的</p> <p>1. 本会計基準は、<u>中間財務諸表に適用される会計処理及び開示を定めることを目的とする。</u></p>	<p>目 的</p> <p>1. 本会計基準は、<u>四半期財務諸表に適用される会計処理及び開示を定めることを目的とする。</u></p>
<p>2. <u>本会計基準が適用される中間財務諸表の会計処理及び開示の定めに関して、本会計基準が既存の会計基準等と異なる取扱いを定めているものについては、本会計基準の定めが優先する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>3. 本会計基準を適用する際の指針を定めた企業会計基準適用指針第 32 号「<u>中間財務諸表に関する会計基準の適用指針</u>」(以下「適用指針」という。)が公表されているため、本会計基準の適用にあたっては、当該適用指針も参照する必要がある。</p>	<p>2. 本会計基準を適用する際の指針を定めた企業会計基準適用指針第 14 号「<u>四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針</u>」(以下「適用指針」という。)が公表されているため、本会計基準の適用にあたっては、当該適用指針も参照する必要がある。</p>
<p>会計基準</p> <p>範 囲</p> <p>4. 本会計基準は、<u>次の会社が半期報告書制度に基づき作成する中間財務諸表に適用する。</u></p> <p>(1) <u>金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）（以下「金融商品取引法」という。）第 24 条の 5 第 1 項の表の第 1 号に掲げる上場会社等</u></p> <p>(2) <u>金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項ただし書きにより、同項の表の第 1 号に掲げる上場会社等と同様の半期報告書を提出する第 3 号に掲げる非上場会社</u></p>	<p>会計基準</p> <p>範 囲</p> <p>3. 本会計基準は、<u>上場会社等が四半期報告制度に基づいて又は同制度に準じて開示する四半期財務諸表に適用する。</u></p>
<p>用語の定義</p> <p>5. 本会計基準における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「<u>中間会計期間</u>」とは、1 連結会計年度又は 1 事業年度（以下合わせて「<u>年度</u>」という。）が <u>6 か月</u>を超える場合に、当該年度が開始した日以後 <u>6 か月</u>の期間をいう。</p>	<p>用語の定義</p> <p>4. 本会計基準における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「<u>四半期会計期間</u>」とは、1 連結会計年度又は 1 事業年度（以下「<u>年度</u>」という。）が <u>3 か月</u>を超える場合に、当該年度の期間を <u>3 か月ごと</u>に区分した期間をいう。</p> <p>(2) 「<u>期首からの累計期間</u>」とは、年度の期首から四半期会計期</p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>(2) 「<u>中間財務諸表</u>」とは、<u>中間連結財務諸表</u>及び<u>中間個別財務諸表</u>をいう。</p> <p>(3) 「<u>半期報告書</u>」とは、<u>中間財務諸表</u>を含んだ<u>金融商品取引法第 24 条の 5</u>が定める報告書をいう。</p>	<p><u>間の末日までの期間</u>をいう。</p> <p>(3) 「<u>四半期財務諸表</u>」とは、<u>四半期連結財務諸表</u>及び<u>四半期個別財務諸表</u>をいう。</p> <p>(4) 「<u>四半期報告書</u>」とは、<u>四半期財務諸表</u>を含んだ報告書をいう。</p>
<p>中間財務諸表の範囲等</p> <p>中間財務諸表の範囲</p> <p>中間連結財務諸表の範囲</p> <p>6. <u>中間連結財務諸表</u>の範囲は、企業会計基準第 25 号「<u>包括利益の表示に関する会計基準</u>」に従って、1 計算書方式による場合、<u>中間連結貸借対照表</u>、<u>中間連結損益及び包括利益計算書</u>、並びに<u>中間連結キャッシュ・フロー計算書</u>とする。また、2 計算書方式による場合、<u>中間連結貸借対照表</u>、<u>中間連結損益計算書</u>、<u>中間連結包括利益計算書</u>及び<u>中間連結キャッシュ・フロー計算書</u>とする。</p>	<p>四半期財務諸表の範囲等</p> <p>四半期財務諸表の範囲</p> <p>四半期連結財務諸表の範囲</p> <p>5. <u>四半期連結財務諸表</u>の範囲は、企業会計基準第 25 号「<u>包括利益の表示に関する会計基準</u>」(以下「<u>企業会計基準第 25 号</u>」という。)に従って、1 計算書方式による場合、<u>四半期連結貸借対照表</u>、<u>四半期連結損益及び包括利益計算書</u>、並びに<u>四半期連結キャッシュ・フロー計算書</u>とする。また、2 計算書方式による場合、<u>四半期連結貸借対照表</u>、<u>四半期連結損益計算書</u>、<u>四半期連結包括利益計算書</u>及び<u>四半期連結キャッシュ・フロー計算書</u>とする。</p>
<p>(削 除)</p>	<p>5-2. <u>前項にかかわらず、第 1 四半期及び第 3 四半期において、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行うことができる。この場合には、第 1 四半期より行うものとする。</u></p>
<p>中間個別財務諸表の範囲</p> <p>7. <u>中間個別財務諸表</u>の範囲は、<u>中間個別貸借対照表</u>、<u>中間個別損益計算書</u>及び<u>中間個別キャッシュ・フロー計算書</u>とする。</p> <p>ただし、<u>中間連結財務諸表</u>を開示する場合には、<u>中間個別財務</u></p>	<p>四半期個別財務諸表の範囲</p> <p>6. <u>四半期個別財務諸表</u>の範囲は、<u>四半期個別貸借対照表</u>、<u>四半期個別損益計算書</u>及び<u>四半期個別キャッシュ・フロー計算書</u>とする。</p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
諸表の開示は要しない。	ただし、 <u>四半期連結財務諸表</u> を開示する場合には、 <u>四半期個別財務諸表</u> の開示は要しない。
(削 除)	6-2. <u>前項にかかわらず、第 1 四半期及び第 3 四半期において、四半期個別キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行うことができる。この場合には、第 1 四半期より行うものとする。</u>
<p>中間財務諸表等の開示対象期間</p> <p>8. 半期報告書に含まれる財務諸表の開示対象期間は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>中間会計期間の末日の中間貸借対照表及び前年度の末日の要約貸借対照表</u></p> <p>(2) <u>中間会計期間及び前中間会計期間の中間損益及び包括利益計算書又は中間損益計算書及び中間包括利益計算書</u></p> <p>(3) <u>中間会計期間及び前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書</u></p>	<p>四半期財務諸表等の開示対象期間</p> <p>7. <u>四半期報告書に含まれる財務諸表の開示対象期間は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>四半期会計期間の末日の四半期貸借対照表及び前年度の末日の要約貸借対照表</u></p> <p>(2) <u>期首からの累計期間の四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書、並びに前年度における対応する期間の四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書</u></p> <p>(3) <u>期首からの累計期間の四半期キャッシュ・フロー計算書及び前年度における対応する期間の四半期キャッシュ・フロー計算書</u></p>
(削 除)	7-2. <u>前項 (2) にかかわらず、四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書の開示対象期間は、期首からの累計期間及び四半期会計期間、並びに前年度におけるそれぞれ対応する期間とすることができる。</u>
(削 除)	7-3. <u>前項に従い四半期会計期間に係る四半期損益及び包括利益計</u>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
	<p><u>算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書の開示を行う場合には、第 1 四半期より行うものとする。</u></p>
(削 除)	<p>7-4. <u>前年度における対応する四半期において開示を行わず、当年度の四半期より開示を行う場合、第 7 項 (3) 及び第 7-2 項にかかわらず、前年度における対応する期間に係る開示は要しない。</u></p>
<p>9. <u>前項 (2) で使用されている「中間損益及び包括利益計算書又は中間損益計算書及び中間包括利益計算書」という用語は、中間個別財務諸表上は「中間個別損益計算書」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>7-5. <u>第 7 項 (2)、第 7-2 項、第 7-3 項で使用されている「四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書」という用語は、四半期個別財務諸表上は「四半期個別損益計算書」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>中間連結財務諸表の作成基準</p> <p>会計処理</p> <p>中間個別財務諸表への準拠</p> <p>10. <u>中間連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した中間個別財務諸表を基礎として作成しなければならない。</u></p>	<p>四半期連結財務諸表の作成基準</p> <p>会計処理</p> <p>四半期個別財務諸表への準拠</p> <p>8. <u>四半期連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した四半期個別財務諸表を基礎として作成しなければならない。</u></p>
<p>会計方針</p> <p>11. <u>中間連結財務諸表の作成のために採用する会計方針は、中間特有の会計処理を除き、原則として年度の連結財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならない。ただし、当該中間連結財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者</u></p>	<p>会計方針</p> <p>9. <u>四半期連結財務諸表の作成のために採用する会計方針は、四半期特有の会計処理を除き、原則として年度の連結財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならない。ただし、当該四半期連結財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸</u></p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる。</p>	<p>表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる。</p>
<p>会計方針の継続適用</p> <p>12. 前年度の連結財務諸表及び前年度の中間連結財務諸表を作成するために採用した会計方針は、これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。</p>	<p>会計方針の継続適用</p> <p>10. 前年度の連結財務諸表及び直前の四半期連結財務諸表を作成するために採用した会計方針は、これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。</p>
<p>会計方針の変更</p> <p>13. 会計方針の変更を行う場合、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 6 項及び第 7 項に準じて、過去の期間に新たな会計方針を遡及適用する。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従う。</p>	<p>会計方針の変更</p> <p>10-2. 会計方針の変更を行う場合、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 6 項及び第 7 項に準じて、過去の期間に新たな会計方針を遡及適用する。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従う。</p>
<p>14. 前項の遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合は、企業会計基準第 24 号第 9 項に準じて取り扱う。</p>	<p>10-3. 前項の遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合は、企業会計基準第 24 号第 9 項に準じて取り扱う。</p> <p><u>ただし、第 2 四半期会計期間以降に会計方針の変更を行う際に、当年度の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能なとき（企業会計基準第 24 号第 9 項 (2)）は、当年度の期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する。</u></p>
<p>企業結合に係る暫定的な会計処理の確定</p> <p>15. 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した中間連結会計期</p>	<p>企業結合に係る暫定的な会計処理の確定</p> <p>10-4. 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した四半期連結会計</p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>間においては、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）（注 6）に準じて、企業結合日の属する<u>連結会計期間</u>又は<u>中間連結会計期間</u>に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。</p>	<p>間においては、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）（注 6）に準じて、企業結合日の属する<u>四半期連結会計期間</u>に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。</p>
<p>中間特有の会計処理</p> <p>16. <u>中間連結財務諸表</u>作成のための特有の会計処理は、原価差異の繰延処理及び税金費用の計算とする。</p>	<p>四半期特有の会計処理</p> <p>11. <u>四半期連結財務諸表</u>作成のための特有の会計処理は、原価差異の繰延処理及び税金費用の計算とする。</p>
<p>(原価差異の繰延処理)</p> <p>17. 標準原価計算等を採用している場合において、原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生したものであり、かつ、原価計算期間末までにはほぼ解消が見込まれるときには、継続適用を条件として、当該原価差異を流動資産又は流動負債として繰り延べることができる。</p>	<p>(原価差異の繰延処理)</p> <p>12. 標準原価計算等を採用している場合において、原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生したものであり、かつ、原価計算期間末までにはほぼ解消が見込まれるときには、継続適用を条件として、当該原価差異を流動資産又は流動負債として繰り延べることができる。</p>
<p>(削 除)</p>	<p>13. <u>(削 除)</u></p>
<p>(税金費用の計算)</p> <p>18. 親会社及び連結子会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）については、<u>中間会計期間</u>を含む年度の法人税等の計算に適用される税率に基づき、原則として年度決算と同様の方法により計算し、繰延税金資産及び繰延税金負債については、回収可能性等を検討した上で、<u>中間貸借対照表</u>に計上する。</p> <p>ただし、税金費用については、<u>中間会計期間</u>を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に</p>	<p>(税金費用の計算)</p> <p>14. 親会社及び連結子会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）については、<u>四半期会計期間</u>を含む年度の法人税等の計算に適用される税率に基づき、原則として年度決算と同様の方法により計算し、繰延税金資産及び繰延税金負債については、回収可能性等を検討した上で、<u>四半期貸借対照表</u>に計上する。</p> <p>ただし、税金費用については、<u>四半期会計期間</u>を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に</p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>見積り、税引前<u>中間純利益</u>に当該見積実効税率を乗じて計算することができる。この場合には、<u>中間貸借対照表計上額</u>は未払法人税等その他適当な科目により流動負債として（又は繰延税金資産その他適当な科目により投資その他の資産として）表示し、前年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債については、回収可能性等を検討した上で、<u>中間貸借対照表</u>に計上することとする。</p>	<p>に見積り、税引前<u>四半期純利益</u>に当該見積実効税率を乗じて計算することができる。この場合には、<u>四半期貸借対照表計上額</u>は未払法人税等その他適当な科目により流動負債として（又は繰延税金資産その他適当な科目により投資その他の資産として）表示し、前年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債については、回収可能性等を検討した上で、<u>四半期貸借対照表</u>に計上することとする。</p>
<p>中間連結決算日</p> <p>19. <u>中間連結財務諸表</u>を作成するにあたり、子会社の<u>中間会計期間</u>の末日が<u>中間連結決算日</u>と異なる場合には、子会社は、<u>中間連結決算日</u>に本会計基準に準ずる合理的な手続により、<u>中間決算</u>を行わなければならない。</p> <p>なお、子会社の<u>中間会計期間</u>の末日と<u>中間連結決算日</u>との差異が3か月を超えない場合には、子会社の<u>中間決算</u>を基礎として、<u>中間連結決算</u>を行うことができる。ただし、この場合には、決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致については、必要な整理を行うものとする。</p>	<p>四半期連結決算日</p> <p>15. <u>四半期連結財務諸表</u>を作成するにあたり、子会社の<u>四半期会計期間</u>の末日が<u>四半期連結決算日</u>と異なる場合には、子会社は、<u>四半期連結決算日</u>に本会計基準に準ずる合理的な手続により、<u>四半期決算</u>を行わなければならない。</p> <p>なお、子会社の<u>四半期会計期間</u>の末日と<u>四半期連結決算日</u>との差異が3か月を超えない場合には、子会社の<u>四半期決算</u>を基礎として、<u>四半期連結決算</u>を行うことができる。ただし、この場合には、決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致については、必要な整理を行うものとする。</p>
<p>子会社を取得又は売却した場合等のみなし取得日又はみなし売却日</p> <p>20. <u>中間連結財務諸表</u>を作成するにあたり、支配獲得日、株式の取得日又は売却日等が子会社の<u>中間会計期間</u>の末日以外の日である場合には、当該日の前後いずれかの<u>決算日</u>等に支配獲得、株式取得又は売却等が行われたものとみなして処理することができる。<u>この決算日等には、期首、中間会計期間の末日又はその他の適切</u></p>	<p>子会社を取得又は売却した場合等のみなし取得日又はみなし売却日</p> <p>16. <u>四半期連結財務諸表</u>を作成するにあたり、支配獲得日、株式の取得日又は売却日等が子会社の<u>四半期会計期間</u>の末日以外の日である場合には、当該日の前後いずれかの<u>四半期会計期間の末日</u>等に支配獲得、株式取得又は売却等が行われたものとみなして処理することができる。</p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
に決算が行われた日を含む。	
<p>過去の誤謬の訂正</p> <p>21. 過去の連結財務諸表及び中間連結財務諸表における誤謬が発見された場合には、企業会計基準第 24 号第 21 項に準じて修正再表示を行う。</p>	<p>過去の誤謬の訂正</p> <p>16-2. 過去の連結財務諸表及び四半期連結財務諸表における誤謬が発見された場合には、企業会計基準第 24 号第 21 項に準じて修正再表示を行う。</p>
<p>開示</p> <p>中間連結財務諸表の科目の表示 (科目の集約記載)</p> <p>22. 中間連結財務諸表の表示方法は、年度の連結財務諸表に準じる。ただし、中間連結財務諸表における個々の表示科目は、当該中間連結財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。</p>	<p>開示</p> <p>四半期連結財務諸表の科目の表示 (科目の集約記載)</p> <p>17. 四半期連結財務諸表の表示方法は、年度の連結財務諸表に準じる。ただし、四半期連結財務諸表における個々の表示科目は、当該四半期連結財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。</p>
<p>(連結財務諸表の表示科目及び表示区分との整合性)</p> <p>23. 中間連結財務諸表における資産、負債、純資産、収益、費用等の各表示科目及び表示区分は、年度の連結財務諸表における表示との整合性を勘案しなければならない。</p>	<p>(連結財務諸表の表示科目及び表示区分との整合性)</p> <p>18. 四半期連結財務諸表における資産、負債、純資産、収益、費用等の各表示科目及び表示区分は、年度の連結財務諸表における表示との整合性を勘案しなければならない。</p>
<p>表示方法の変更</p> <p>24. 中間連結財務諸表の表示方法を変更した場合、企業会計基準第 24 号第 14 項に準じて財務諸表の組替えを行う。ただし、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、財務諸表の組替えが実行可能な最も古い期間から新たな表示方法を適用する。</p>	<p>表示方法の変更</p> <p>18-2. 四半期連結財務諸表の表示方法を変更した場合、企業会計基準第 24 号第 14 項に準じて財務諸表の組替えを行う。ただし、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、財務諸表の組替えが実行可能な最も古い期間から新たな表示方法を適用する。</p>
<p>注記事項</p>	<p>注記事項</p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>25. <u>中間連結財務諸表</u>には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1) 連結の範囲に含めた子会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社に関する事項その他連結の方針に関する事項について、重要な変更を行った場合には、その旨及びその理由</p> <p>(2) 重要な会計方針について変更を行った場合には、その内容、その理由及び影響額</p> <p>(3) 遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、(2)のほか、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期</p> <p>(4) 前年度の<u>中間会計期間の末日後</u>に自発的に重要な会計方針について変更を行っており、かつ、遡及適用により当年度に比較情報として開示する前年度の<u>中間連結財務諸表</u>と、前年度に開示した<u>中間連結財務諸表</u>に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨</p> <p>(5) 会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、その内容及び影響額</p> <p>(6) 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合には、変更の内容、その理由及び影響額</p>	<p>19. <u>四半期連結財務諸表</u>には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1) 連結の範囲に含めた子会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社に関する事項その他連結の方針に関する事項について、重要な変更を行った場合には、その旨及びその理由</p> <p>(2) 重要な会計方針について変更を行った場合には、<u>変更を行った四半期会計期間以後</u>において、その内容、その理由及び影響額</p> <p>(2-2) 遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、(2)のほか、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期を記載する。</p> <p>(3) <u>当年度の第 2 四半期会計期間以降</u>に自発的に重要な会計方針について変更を行った場合には、(2)又は(4-2)の記載に加え、<u>第 2 四半期以降に変更した理由</u></p> <p>(3-2) 前年度の<u>第 2 四半期会計期間以降</u>に自発的に重要な会計方針について変更を行っており、かつ、遡及適用により当年度に比較情報として開示する前年度の<u>四半期連結財務諸表</u>と、前年度に開示した<u>四半期連結財務諸表</u>に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨</p> <p>(4) 会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、<u>変更を行った四半期会計期間以後</u>において、その内容及び影響額</p> <p>(4-2) 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合には、<u>変更を行った四半期会計期間以後</u>において、</p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>(7) <u>中間特有の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容</u></p> <p>(8) セグメント情報等に関する事項</p> <p>① 報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高</p> <p>② 企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要</p> <p>③ 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と<u>中間連結損益及び包括利益計算書又は中間連結損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要</u></p> <p>④ 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、その内容</p> <p>⑤ 前年度において④の変更を行っており、かつ、前年度の<u>中間会計期間と当年度の中間会計期間との間で、①の報告セグメントの区分方法又は利益（又は損失）の測定方法に相違が見られる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の中間会計期間の①及び③の事項</u></p> <p>なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載すべ</p>	<p>変更の内容、その理由及び影響額</p> <p>(5) <u>(削除)</u></p> <p>(6) <u>四半期特有の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容</u></p> <p>(7) セグメント情報等に関する事項</p> <p>① 報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高</p> <p>② 企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要</p> <p>③ 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と<u>四半期連結損益及び包括利益計算書又は四半期連結損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要</u></p> <p>④ 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、<u>変更を行った四半期会計期間以後において、その内容</u></p> <p>⑤ <u>当年度の第 2 四半期以降に④の変更があった場合には、第 2 四半期会計期間以降に変更した理由</u></p> <p>⑥ 前年度において④の変更を行っており、かつ、前年度の<u>対応する四半期会計期間と当四半期会計期間との間で、①の報告セグメントの区分方法又は利益（又は損失）の測定方法に相違が見られる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の対応する期間の①及び③の事項</u></p> <p>なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載すべ</p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>き金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。</p> <p>⑥ 固定資産について重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要</p> <p>⑦ のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象（重要な負ののれんを認識する事象を含む。）が生じた場合には、その報告セグメント別の概要</p> <p>(9) 収益の分解情報に関する事項</p> <p>① 顧客との契約から生じる収益について、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報</p> <p>② ①に従って開示する収益の分解情報と、(8)①報告セグメントの売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報</p> <p>①及び②の事項は、(8)のセグメント情報等に関する事項に含めて記載している場合には、当該注記事項を参照することにより記載に代えることができる。</p> <p>(10) 1株当たり<u>中間純損益</u>、潜在株式調整後1株当たり<u>中間純利益</u>及び当該金額の算定上の基礎</p>	<p>き金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。</p> <p>⑦ 固定資産について重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要</p> <p>⑧ のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象（重要な負ののれんを認識する事象を含む。）が生じた場合には、その報告セグメント別の概要</p> <p>(7-2) 収益の分解情報に関する事項</p> <p>① 顧客との契約から生じる収益について、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報</p> <p>② ①に従って開示する収益の分解情報と、(7)①報告セグメントの売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報</p> <p>①及び②の事項は、(7)のセグメント情報等に関する事項に含めて記載している場合には、当該注記事項を参照することにより記載に代えることができる。</p> <p>(8) 1株当たり<u>四半期純損益</u>、潜在株式調整後1株当たり<u>四半期純利益</u>及び当該金額の算定上の基礎</p> <p>(9) <u>(削除)</u></p> <p>(10) <u>(削除)</u></p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>(11) 配当に関する事項</p> <p>(12) 株主資本の金額に著しい変動があった場合には、主な変動事由</p> <p>(13) <u>中間</u>会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、<u>中間</u>会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。</p> <p>(14) 事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況</p> <p>(15) 重要な保証債務その他の重要な偶発債務</p> <p>(16) 重要な企業結合に関する事項</p> <p>① 取得とされた重要な企業結合 企業結合の概要、<u>中間</u>連結損益及び包括利益計算書又は<u>中間</u>連結損益計算書に含まれる被取得企業等の業績の期間、実施した会計処理の概要</p> <p>② 重要な共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成 企業結合の概要、実施した会計処理の概要</p> <p>(17) 重要な事業分離に関する事項</p>	<p>(11) <u>(削除)</u></p> <p>(12) 配当に関する事項</p> <p>(13) 株主資本の金額に著しい変動があった場合には、主な変動事由</p> <p>(14) <u>四半期</u>会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、<u>四半期</u>会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。</p> <p>(15) 事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況</p> <p>(16) 重要な保証債務その他の重要な偶発債務</p> <p>(17) 重要な企業結合に関する事項</p> <p>① 取得とされた重要な企業結合 企業結合の概要、<u>四半期</u>連結損益及び包括利益計算書又は<u>四半期</u>連結損益計算書に含まれる被取得企業等の業績の期間、実施した会計処理の概要</p> <p>② <u>(削除)</u></p> <p>③ 重要な共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成 企業結合の概要、実施した会計処理の概要</p> <p>(18) 重要な事業分離に関する事項</p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>事業分離の概要、実施した会計処理の概要、<u>中間連結損益</u>及び包括利益計算書又は<u>中間連結損益計算書</u>に計上されている分離した事業に係る損益の概算額</p> <p>(18) <u>中間連結財務諸表</u>を作成する日までに発生した重要な後発事象</p> <p>(19) <u>中間連結キャッシュ・フロー計算書</u>における現金及び現金同等物の<u>中間会計期間末残高</u>と<u>中間連結貸借対照表</u>に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(20) 企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項</p> <p>(21) 過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、その内容及び影響額</p>	<p>事業分離の概要、実施した会計処理の概要、<u>四半期連結損益</u>及び包括利益計算書又は<u>四半期連結損益計算書</u>に計上されている分離した事業に係る損益の概算額</p> <p>(19) <u>四半期連結財務諸表</u>を作成する日までに発生した重要な後発事象</p> <p>(20) <u>四半期連結キャッシュ・フロー計算書</u>における現金及び現金同等物の<u>四半期末残高</u>と<u>四半期連結貸借対照表</u>に掲記されている科目の金額との関係。<u>ただし、第 5-2 項に従い、第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合は注記を要しない。</u></p> <p>(20-2) <u>第 5-2 項に従い、第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合、期首からの累計期間に係る有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産の減価償却費及びのれんの償却額（負ののれんの償却額を含む。）を注記することとする。</u></p> <p>(21) 企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項</p> <p>(22) 過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、その内容及び影響額</p>
<p>中間個別財務諸表の作成基準</p> <p>会計処理 会計方針</p>	<p>四半期個別財務諸表の作成基準</p> <p>会計処理 会計方針</p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>26. <u>中間</u>個別財務諸表の作成のために採用する会計方針は、<u>中間</u>特有の会計処理を除き、原則として年度の個別財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならない。ただし、当該<u>中間</u>個別財務諸表の開示対象期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる。</p>	<p>20. <u>四半期</u>個別財務諸表の作成のために採用する会計方針は、<u>四半期</u>特有の会計処理を除き、原則として年度の個別財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならない。ただし、当該<u>四半期</u>個別財務諸表の開示対象期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる。</p>
<p>会計方針の継続適用</p> <p>27. 前年度の個別財務諸表及び前年度の<u>中間</u>個別財務諸表を作成するために採用した会計方針は、これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。</p>	<p>会計方針の継続適用</p> <p>21. 前年度の個別財務諸表及び直前の<u>四半期</u>個別財務諸表を作成するために採用した会計方針は、これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。</p>
<p>会計方針の変更</p> <p>28. 会計方針の変更を行う場合、企業会計基準第 24 号第 6 項及び第 7 項に準じて、過去の期間に新たな会計方針を遡及適用する。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従う。</p>	<p>会計方針の変更</p> <p>21-2. 会計方針の変更を行う場合、企業会計基準第 24 号第 6 項及び第 7 項に準じて、過去の期間に新たな会計方針を遡及適用する。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従う。</p>
<p>29. 前項の遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合は、企業会計基準第 24 号第 9 項に準じて取り扱う。</p>	<p>21-3. 前項の遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合は、企業会計基準第 24 号第 9 項に準じて取り扱う。</p> <p><u>ただし、第 2 四半期会計期間以降に会計方針の変更を行う際に、当年度の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能なとき（企業会計基準第 24 号第 9 項 (2)）は、当年</u></p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
	<p><u>度の期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する。</u></p>
<p>企業結合に係る暫定的な会計処理の確定</p> <p>30. 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した<u>中間</u>会計期間においては、企業結合会計基準（注 6）に準じて、企業結合日の属する<u>事業年度</u>又は<u>中間</u>会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。</p>	<p>企業結合に係る暫定的な会計処理の確定</p> <p>21-4. 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した<u>四半期</u>会計期間においては、企業結合会計基準（注 6）に準じて、企業結合日の属する<u>四半期</u>会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。</p>
<p>中間特有の会計処理</p> <p>31. <u>中間</u>個別財務諸表作成のための特有の会計処理については、第 16 項から第 18 項の取扱いに準じる。</p>	<p>四半期特有の会計処理</p> <p>22. <u>四半期</u>個別財務諸表作成のための特有の会計処理については、第 11 項から第 14 項の取扱いに準じる。</p>
<p>過去の誤謬の訂正</p> <p>32. 過去の個別財務諸表及び<u>中間</u>個別財務諸表における誤謬が発見された場合には、企業会計基準第 24 号第 21 項に準じて修正再表示を行う。</p>	<p>過去の誤謬の訂正</p> <p>22-2. 過去の個別財務諸表及び<u>四半期</u>個別財務諸表における誤謬が発見された場合には、企業会計基準第 24 号第 21 項に準じて修正再表示を行う。</p>
<p>開 示</p> <p>中間個別財務諸表の科目の表示 (科目の集約記載)</p> <p>33. <u>中間</u>個別財務諸表の表示方法は、年度の個別財務諸表に準じる。ただし、<u>中間</u>個別財務諸表における個々の表示科目は、当該<u>中間</u>個別財務諸表の開示対象期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。</p>	<p>開 示</p> <p>四半期個別財務諸表の科目の表示 (科目の集約記載)</p> <p>23. <u>四半期</u>個別財務諸表の表示方法は、年度の個別財務諸表に準じる。ただし、<u>四半期</u>個別財務諸表における個々の表示科目は、当該<u>四半期</u>個別財務諸表の開示対象期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。</p>
<p>(個別財務諸表の表示科目及び表示区分との整合性)</p>	<p>(個別財務諸表の表示科目及び表示区分との整合性)</p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
34. <u>中間個別財務諸表</u> における資産、負債、純資産、収益、費用等の各表示科目及び表示区分は、年度の個別財務諸表における表示との整合性を勘案しなければならない。	24. <u>四半期個別財務諸表</u> における資産、負債、純資産、収益、費用等の各表示科目及び表示区分は、年度の個別財務諸表における表示との整合性を勘案しなければならない。
表示方法の変更 35. <u>中間個別財務諸表</u> の表示方法を変更した場合、企業会計基準第 24 号第 14 項に準じて財務諸表の組替えを行う。ただし、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、財務諸表の組替えが実行可能な最も古い期間から新たな表示方法を適用する。	表示方法の変更 24-2. <u>四半期個別財務諸表</u> の表示方法を変更した場合、企業会計基準第 24 号第 14 項に準じて財務諸表の組替えを行う。ただし、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、財務諸表の組替えが実行可能な最も古い期間から新たな表示方法を適用する。
注記事項 36. <u>中間個別財務諸表</u> には、次の事項を注記しなければならない。 (1) 重要な会計方針について変更を行った場合には、その内容、その理由及び影響額 (2) 遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、(1)のほか、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期 (3) 前年度の <u>中間会計期間の末日後</u> に自発的に重要な会計方針について変更を行っており、かつ、遡及適用により当年度に比較情報として開示する前年度の <u>中間個別財務諸表</u> と、前年度	注記事項 25. <u>四半期個別財務諸表</u> には、次の事項を注記しなければならない。 (1) 重要な会計方針について変更を行った場合には、 <u>変更を行った四半期会計期間以後において、その内容、その理由及び影響額</u> (1-2) 遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、(1)のほか、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期を記載する。 (2) <u>当年度の第 2 四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行った場合には、(1)又は(3-2)の記載に加え、第 2 四半期以降に変更した理由</u> (2-2) 前年度の第 2 四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行っており、かつ、遡及適用により当年度に比較情報として開示する前年度の <u>四半期個別財務諸表</u> と、前

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>に開示した<u>中間個別財務諸表</u>に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨</p> <p>(4) 会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、その内容及び影響額</p> <p>(5) 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合には、変更の内容、その理由及び影響額</p> <p>(6) <u>中間特有</u>の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容</p> <p>(7) セグメント情報等に関する事項</p> <p>① 報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高</p> <p>② 企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要</p> <p>③ 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と<u>中間個別損益計算書</u>の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要</p> <p>④ 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、その内容</p>	<p>年度に開示した<u>四半期個別財務諸表</u>に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨</p> <p>(3) 会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、<u>変更を行った四半期会計期間以後において</u>、その内容及び影響額</p> <p>(3-2) 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合には、<u>変更を行った四半期会計期間以後において</u>、変更の内容、その理由及び影響額</p> <p>(4) <u>(削除)</u></p> <p>(5) <u>四半期特有</u>の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容</p> <p>(5-2) セグメント情報等に関する事項</p> <p>① 報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高</p> <p>② 企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要</p> <p>③ 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と<u>四半期個別損益計算書</u>の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要</p> <p>④ 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、<u>変更を行った四半期会計期間以後において</u>、その内容</p> <p>⑤ 当年度の第2四半期会計期間以降に④の変更があった場合</p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>⑤ 前年度において④の変更を行っており、かつ、前年度の中間会計期間と当年度の中間会計期間との間で、①の報告セグメントの区分方法又は利益（又は損失）の測定方法に相違が見られる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の中間会計期間の①及び③の事項</p> <p>なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。</p> <p>⑥ 固定資産について重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要</p> <p>⑦ のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象（重要な負ののれんを認識する事象を含む。）が生じた場合には、その報告セグメント別の概要</p> <p>(8) 収益の分解情報に関する事項</p> <p>① 顧客との契約から生じる収益について、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報</p> <p>② ①に従って開示する収益の分解情報と、(7)①報告セグメントの売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報</p>	<p>には、第 2 四半期以降に変更した理由</p> <p>⑥ 前年度において④の変更を行っており、かつ、前年度の対応する四半期会計期間と当四半期会計期間との間で、①の報告セグメントの区分方法又は利益（又は損失）の測定方法に相違が見られる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の対応する期間の①及び③の事項</p> <p>なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。</p> <p>⑦ 固定資産について重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要</p> <p>⑧ のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象（重要な負ののれんを認識する事象を含む。）が生じた場合には、その報告セグメント別の概要</p> <p>(5-3) 収益の分解情報に関する事項</p> <p>① 顧客との契約から生じる収益について、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報</p> <p>② ①に従って開示する収益の分解情報と、(5-2)①報告セグメントの売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報</p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>①及び②の事項は、(7)のセグメント情報等に関する事項に含めて記載している場合には、当該注記事項を参照することにより記載に代えることができる。</p> <p>(9) 1株当たり<u>中間純損益</u>、潜在株式調整後1株当たり<u>中間純利益</u>及び当該金額の算定上の基礎</p> <p>(10) 配当に関する事項</p> <p>(11) 株主資本の金額に著しい変動があった場合には、主な変動事由</p> <p>(12) <u>中間会計期間</u>の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、<u>中間会計期間</u>の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。</p> <p>(13) 事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況</p> <p>(14) 関連会社に持分法を適用した場合の投資の額及び投資損益の額</p> <p>(15) 重要な保証債務その他の重要な偶発債務</p>	<p>①及び②の事項は、(5-2)のセグメント情報等に関する事項に含めて記載している場合には、当該注記事項を参照することにより記載に代えることができる。</p> <p>(6) 1株当たり<u>四半期純損益</u>、潜在株式調整後1株当たり<u>四半期純利益</u>及び当該金額の算定上の基礎</p> <p>(7) <u>(削除)</u></p> <p>(8) <u>(削除)</u></p> <p>(9) <u>(削除)</u></p> <p>(10) 配当に関する事項</p> <p>(11) 株主資本の金額に著しい変動があった場合には、主な変動事由</p> <p>(12) <u>四半期会計期間</u>の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、<u>四半期会計期間</u>の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。</p> <p>(13) 事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況</p> <p>(14) 関連会社に持分法を適用した場合の投資の額及び投資損益の額</p> <p>(15) 重要な保証債務その他の重要な偶発債務</p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>(16) 重要な企業結合に関する事項</p> <p>① 取得とされた重要な企業結合</p> <p>ア 企業結合の概要、<u>中間個別損益計算書</u>に含まれる被取得企業等の業績の期間、実施した会計処理の概要</p> <p>イ 取得企業が存続企業と異なる場合には、パーチェス法を適用したとした場合の<u>中間個別貸借対照表及び中間個別損益計算書</u>に及ぼす損益への影響の概算額</p> <p>② 重要な共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成</p> <p>企業結合の概要、実施した会計処理の概要</p> <p>(17) 重要な事業分離に関する事項</p> <p>事業分離の概要、実施した会計処理の概要、<u>中間個別損益計算書</u>に計上されている分離した事業に係る損益の概算額</p> <p>(18) <u>中間個別財務諸表</u>を作成する日までに発生した重要な後発事象</p> <p>(19) <u>中間個別キャッシュ・フロー計算書</u>における現金及び現金同等物の<u>中間会計期間末残高</u>と<u>中間個別貸借対照表</u>に掲記されている科目の金額との関係</p>	<p>(16) 重要な企業結合に関する事項</p> <p>① 取得とされた重要な企業結合</p> <p>ア 企業結合の概要、<u>四半期個別損益計算書</u>に含まれる被取得企業等の業績の期間、実施した会計処理の概要</p> <p>イ 取得企業が存続企業と異なる場合には、パーチェス法を適用したとした場合の<u>四半期個別貸借対照表及び四半期個別損益計算書</u>に及ぼす損益への影響の概算額</p> <p>② <u>(削除)</u></p> <p>③ 重要な共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成</p> <p>企業結合の概要、実施した会計処理の概要</p> <p>(17) 重要な事業分離に関する事項</p> <p>事業分離の概要、実施した会計処理の概要、<u>四半期個別損益計算書</u>に計上されている分離した事業に係る損益の概算額</p> <p>(18) <u>四半期個別財務諸表</u>を作成する日までに発生した重要な後発事象</p> <p>(19) <u>四半期個別キャッシュ・フロー計算書</u>における現金及び現金同等物の<u>四半期末残高</u>と<u>四半期個別貸借対照表</u>に掲記されている科目の金額との関係。<u>ただし、第 6-2 項に従い、第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期個別キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合は注記を要しない。</u></p> <p>(19-2) <u>第 6-2 項に従い、第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期個別キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合、</u></p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<p>(20) 企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項</p> <p>(21) 過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、その内容及び影響額</p>	<p><u>期首からの累計期間に係る有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産の減価償却費及びのれんの償却額（負ののれんの償却額を含む。）を注記することとする。</u></p> <p>(20) 企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項</p> <p>(21) 過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、その内容及び影響額</p>
<p>適用時期等</p> <p>適用時期</p> <p>37. <u>本会計基準は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 79 号）の附則第 3 条に基づき、同法により改正された金融商品取引法（以下「改正後の金融商品取引法」という。）第 24 条の 5 第 1 項の規定による半期報告書の提出が求められる最初の中間会計期間から適用する。</u></p>	<p>適用時期等</p> <p>26. <u>2007 年（平成 19 年）公表の本会計基準（以下「2007 年（平成 19 年）会計基準」という。）は、2008 年（平成 20 年）4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。</u></p>
<p>38. <u>適用初年度においては、開示対象期間の中間財務諸表等（第 8 項及び第 9 項参照）について本会計基準を遡及適用する。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p>他の会計基準等における四半期財務諸表に関する取扱い</p> <p>39. <u>本会計基準が適用される中間財務諸表においては、これまでに公表された会計基準等で使用されている「四半期会計期間」、「四半期決算」、「四半期財務諸表」、「四半期連結財務諸表」又は「四半期個別財務諸表」という用語（会計基準等の名称を除く。）は、「中間会計期間」、「中間決算」、「中間財務諸表」、「中間連結財務</u></p>	<p>（新 設）</p>

企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
<u>諸表」又は「中間個別財務諸表」と読み替えるものとする。</u>	

以 上